

# 令和7年度山形市監査計画

## 1 監査事務を取巻く状況

令和7年度は「山形市発展計画2030」の初年度であり、「市民が将来に希望を持ち、元気で活力のある選ばれるまち」を実現するため、「健康医療先進都市」及び「文化創造都市」を2大ビジョンとして引き続き掲げながら、山形市では様々な取り組みを推進していくこととなる。さらには、国における、こども未来戦略に基づくこども・子育て政策や、積極的なデジタル活用や脱炭素化等の取り組みの推進、防災・減災を始めとする安全・安心な暮らしの実現などにより、今後も行政需要が増加することのほか、社会保障関係経費や人件費等の増加に加え、物価高騰等による費用の増加も見込まれる。このような状況の中で、今後も持続可能な財政運営を行っていくためには、将来にわたる財政の健全化や効率的な行政経営が求められる。

監査等を行うにあたっては、山形市監査基準に従い公正不偏の立場に立ち、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているかという視点が重要となる。また、リスクの高い分野の監査に人的及び時間的資源を重点的に振り向け、引き続き効率的かつ効果的に行うことに留意しながら、監査機能の充実強化を図り、市民の信頼を高めていかなければならない。

## 2 基本方針

監査委員は、次の方針に基づき監査を実施する。

- (1) 山形市監査基準に基づき、公正で合理的かつ能率的な行政運営を実現するため、単に違法、不正の指摘にとどまらず、是正改善の指導に重点を置いて監査等を実施する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく措置状況を適切に把握し、その後の監査に反映させる。
- (3) 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、リスクの内容及び程度を検討した上で、適宜、より適切な監査手法となるよう努めるとともに、研修等により事務局職員の監査に関する専門的な知識の向上を図る。
- (4) 市民に対する説明責任を果たすため、監査結果を市民にわかりやすく公表する。

### 3 年間監査計画

令和7年度の年間監査計画は、次のとおりとする。

#### (1) 定例監査（財務監査）（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等の定めるところに従って適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施する。

#### ア 監査対象の年度

令和6年度分の事務事業等を対象とする。

必要があると認めるときは、他の年度の事務事業等を監査の対象とする。

#### イ 監査対象の部課等及び実施時期

別表「令和7年度年間監査計画表」のとおりとする。

なお、実施時期の考え方は、次のとおりとする。

- (ア) 原則として、部等に対しては、毎年実施する。課等に対しては、3年に1回実施する。
- (イ) 市立病院済生館事務局に対しては、2年に1回実施する。
- (ロ) 会計管理者補助組織、議会事務局、選挙管理委員会及び農業委員会に対しては、3年に1回実施する。
- (ハ) 保育園、小学校及び中学校に対しては5年に1回、公民館に対しては4年に1回実施する。

#### ウ 重点事項

これまでの定例監査及び決算審査等の結果からリスクの内容及び程度を考慮した上で、内部統制の運用・整備状況を踏まえ、次のとおりとする。

- (ア) 補助金等の交付事務
  - ・ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
  - ・ 実績報告書に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (イ) 備品管理事務
  - ・ 備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
  - ・ 紛失、破損、盗難、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。

(2) 随時監査（財務監査）（法第199条第1項、第5項）

監査委員が必要と認めるとき、定例監査に準じて実施する。

また、定例監査において、続けて同様の指摘を受けている課等に対しては、その指摘事項について内容を考慮した上で、監査を実施する。

(3) 工事監査（財務監査）（法第199条第1項、第5項）

市の事務事業の執行に係る工事について、計画、設計、積算、契約、施工、工事監理等の各段階において、財務事務・技術面から適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施する。

監査の対象とする工事の基準は、次のとおりとし、具体的な工事及び実施時期は、別途監査委員会議で決定する。

ア 設計金額が概ね2,000万円以上の工事

イ 監査実施日における工事の進捗率が40%～80%の工事

ウ 前記以外に特に必要と認められる工事

(4) 行政監査（法第199条第2項）

市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として監査を実施する。

監査の対象とする事務は、全部局を対象とした特定の事務事業とし、具体的なテーマ及び実施時期は、別途監査委員会議で決定する。

(5) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体及び公の施設の管理を行わせている団体等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

ア 監査対象の年度等

令和6年度分の事務事業等を対象とし、合わせて、所管課の当該財政援助団体等への財政的援助等に関する事務も監査の対象とする。

必要があると認めるときは、他の年度の事務事業等を監査の対象とする。

## イ 監査対象の団体等

別表「令和7年度年間監査計画表」のとおりとする。

なお、監査対象団体及び実施時期の考え方は、次のとおりとする。

### (ア) 財政援助団体

監査対象団体は、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体のうち、1千万円以上の運営費補助を受けている団体とし、実施時期は、概ね5年に1回とする。

### (イ) 出資団体

監査対象団体は、出資総額に対する出資の割合が25%以上の団体とし、実施時期は、概ね5年に1回とする。

### (ロ) 借入金の元金又は利子の支払を保証している団体

監査対象団体は、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体とし、実施時期は、概ね5年に1回とする。

### (ハ) 公の施設の指定管理者

監査対象団体は、全ての指定管理者とし、実施時期は、概ね5年に1回とする。

### (ニ) その他必要があると認める団体

監査対象団体は、上記(ア)を除く財政的援助を与えている団体のうち必要と認める団体とし、実施時期は、必要と認めるときとする。

## ウ 重点事項

これまでの財政援助団体等の監査結果等に基づき、次のとおりとする。

### (ア) 財政援助団体

- ・ 補助金等に係る収支会計経理は、適正に行われているか。

### (イ) 出資団体

- ・ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

### (ロ) 借入金の元金又は利子の支払を保証している団体

- ・ 借入金の保証に係る収支会計経理は、適正に行われているか。

### (ハ) 公の施設の指定管理者

- ・ 協定等に基づく義務の履行は、適正に行われているか。

- ・ 管理に係る収支会計経理は、適正に行われているか。
- ・ 管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(6) **決算審査（法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）**

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算執行、財産管理の状況及び経営成績、財政状態等について審査を実施する。

(7) **例月出納検査（法第235条の2第1項、山形市監査委員条例第8条）**

条例で定めた日（毎月原則25日）に、市長、会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が、適正に行われているかについて検査を実施する。

(8) **基金運用審査（法第241条第5項）**

基金の運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査を実施する。

(9) **健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）**

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかについて審査を実施する。

(10) **請求又は要求に基づく監査**

住民の直接請求（法第75条）、議会の請求（法第98条第2項）、市長の要求（法第199条第6項及び第7項）、住民監査請求（法第242条）、市長又は企業管理者の要求（法第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第34条）があった場合、当該法令の規定に基づきその都度判断し、監査を実施する。

(11) **その他**

監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程

で新たな事実を発見した場合、必要に応じて、監査実施体制の変更等を行う。

#### **4 監査の実施方法**

監査に当たっては、書類監査及び監査委員による聞取りを行い、必要に応じて現場調査を実施する。

また、監査の結果に関する報告の決定前に講評を行い、関係部等の長から弁明、見解等を聴取する機会とする。

#### **5 監査結果**

##### **(1) 監査結果の公表等（法第199条第9項、第14項）**

監査結果については、指摘の根拠及び求める是正・改善内容を明確に記載するなど、市民に対して、わかりやすいものとする。

監査結果に対する措置状況については、できるだけ具体的な内容を求めるものとし、その報告期限は、原則として1カ月後とする。ただし、行政監査については、2カ月後に改善措置の報告を、1年後に再度報告を求めるものとする。

公表については、山形市掲示場に掲示するとともに、市のホームページにも速やかに掲載する。

##### **(2) 監査結果の周知等**

職員研修の機会等を捉えて監査結果の具体的事例を示すことで業務の改善につなげるとともに、グループウェアシステム等を利用して情報の共有化と再発防止の徹底を図る。

また、財務会計の手引改訂委員会作業部会にオブザーバーとして出席し、主催者の求めに応じて、改善につながるような見解を申し述べる。

令和7年度年間監査計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定例監査	上下水道部 総務課 検査室 下水道建設課 浄水政策課 施設建設室 教育委員会 (公民館) 西部 江南	子ども未来部 子ども家庭支援課 子ども家庭センター  (保育園) すみれ 美鈴 まちづくり 政策部 建築指導課 都市整備部 道路整備課 建築課				文化スポーツ部 スポーツ課  環境部 環境課  福祉推進部 介護保険課 指導監査課			教育委員会 学校教育課 総合学習センター 少年自然の家 商業高等学校  (小学校) 第十 西 千歳 大郷 出羽 高瀬 東沢  (中学校) 第三 第五 第七	財政部 資産税課 納税課  健康医療部 保健政策課  商工観光部 観光戦略課 インバウンド推進室  会計管理者 補助組織 会計課	総務部 行政経営課 職員課 広報課  企画調整部 企画調整課 高等教育機関連携室 仙山連携推進室	市民生活部 市民課 市民相談課  農林部 森林整備課  消防本部 予防課 市民防災センター 警防課	
随時監査													
工事監査													
行政監査													
財政援助 団体等監査						蔵王温泉 観光協会  (株)表蔵王 ベルタウン  (公財) 山形市文化 振興事業団							
例月出納 検査	毎月25日												
決算審査													
基金運用 審査												棚卸立会 財政部 市立病院済生館 上下水道部	
健全化判断 比率等審査													

略号・・・公財：公益財団法人、株：株式会社